

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案		
担当部局	国土交通省国土政策局特別地域振興官	電話番号: 03-5253-8423	e-mail: matsuda-j2cb@mlit.go.jp
評価実施時期	平成26年1月31日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>・奄美群島内の市町村及び小笠原村が特例通訳案内士育成等事業に関する事項を記載した産業振興促進計画を作成し主務大臣の認定を受けた場合には、通訳案内士試験に代わり認定計画区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を終了した者は、特例通訳案内士となる資格を有することができることとする。</p> <p>・奄美群島内の市町村及び小笠原村が観光客旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画を作成し主務大臣の認定を受けた場合には、当該観光客旅客滞在促進事業を実施する事業者は、旅行業法の旅行者代理業の登録を受けたものとみなし、その事業者は、その営業所において、旅行業務取扱管理者の代わりに、奄美群島内の旅行業務の取り扱いについての研修の課程を終了した者を選任することができることとする。</p> <p>・これらにより、外海遠隔離島であるなどの条件不利性を有する奄美群島及び小笠原諸島において、今後見込まれる外国人を含めた観光客の増加に対応することができる。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	<p><奄美群島振興開発特別措置法関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳案内士法の特例の創設(第17条第1～4項) ・奄美群島特例通訳案内士の業務実施区域制限の創設(第17条第6項) ・奄美群島特例通訳案内士の名称等制限の創設(第17条第7項) ・旅行業法の特例の創設(第18条第1項、第4項) ・奄美群島内限定旅行者代理業者の標識の提示制限等の創設(第18条第2項、第3項) ・奄美群島内限定旅行者代理業者に対する報告徴収制度の創設(第18条第5項) <p><小笠原諸島振興開発特別措置法関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳案内士法の特例の創設(第17条第1～4項) ・小笠原諸島特例通訳案内士の業務区域制限の創設(第17条第6項) ・旅行業法の特例の創設(第18条第1項、第4項) ・小笠原諸島内限定旅行者代理業者の標識の提示制限等の創設(第18条第2項、第3項) ・小笠原諸島内限定旅行者代理業者に対する報告徴収制度の創設(第18条第5項) 	
想定される代替案	奄美群島及び小笠原諸島区域内における通訳案内業及び旅行者代理業を行う場合については、完全自由化で行えることとする。		
規制の費用	費用の要素		代替案の場合
	(遵守費用)	・通訳案内に関する研修に係る費用 ・旅行業務の取り扱いについての研修に係る費用	・特になし
	(行政費用)	・産業振興促進計画の認定に係る費用 ・通訳案内に関する研修に係る費用 ・認定事業の実施状況についての国土交通大臣の監督に係る費用	・特になし
(その他の社会的費用)	・特になし	・トラブル等の増加による社会的費用	
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	本規制緩和を導入することにより、奄美群島及び小笠原諸島の観光等の産業の振興を図り、もって地域の自立的発展による定住の促進が図られることとなる。		代替案によっても、左記のような便益が得られる可能性はあるが、通訳案内業及び旅行者代理業のノウハウのない業者の参入によるトラブル等の増加により、観光等の産業の振興を減速させる可能性もある。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本規制緩和によって発生する費用は、行政費用は現行とほぼ同一であるものの、遵守費用が減少することにより全体的には減少することが想定されるが、既存特区の特例等を鑑みれば、今後見込まれる外国人を含めた観光客の増加等により奄美群島及び小笠原諸島の観光等の産業活性化が確実に増加すること(便益の増加)が期待され、本規制緩和の便益は規制の費用を大幅に上回ると言える。</p> <p>一方で、代替案においては、奄美群島及び小笠原諸島区域内の通訳案内業及び旅行者代理業の業界に参入しやすくなり、ノウハウのない業者によるトラブル等の増加による社会的費用の増加が想定され、これをもって奄美群島及び小笠原諸島の信用失墜にもつながり、観光等の振興の減速(便益の減少)も懸念される。</p> <p>従って、本規制緩和による方が、代替案よりも効率性の点で優れているといえる。</p>		
有識者の見解その他関連事項	奄美群島振興開発審議会意見具申(平成25年6月)、小笠原諸島振興開発審議会意見具申(平成25年7月)において、今後の振興開発の方向性として、世界自然遺産を活かした観光施策の充実の必要性が法所管主務大臣に対して述べられている。		
レビューを行う時期又は条件	政策チェックアップにより検証する。		
備考			